

## 横浜市住宅修繕緊急支援事業 よくある問合せ（Q & A）

Q 1	横浜市住宅修繕緊急支援事業補助金とは .....	1
Q 2	補助の対象となる住宅は .....	1
Q 3	半壊・一部損壊とは.....	1
Q 4	補助の対象となる方.....	1
Q 5	管理権限を有する者とは .....	1
Q 6	現に居住の用に供されている被災住宅とは.....	2
Q 7	店舗や社屋など住宅以外の建物は対象となりますか.....	2
Q 8	併用住宅は対象となりますか .....	2
Q 9	賃貸住宅は対象となりますか .....	2
Q 10	分譲マンションが被災した場合の申請者は .....	2
Q 11	補助の対象となる補修工事.....	2
Q 12	申請の受付期間は.....	3
Q 13	申請はどのようにすればよいですか .....	3
Q 14	様式はどこで手に入れたらよいですか.....	3
Q 15	「資力に係る申出書（様式第 2 号）」の書き方がわからない.....	3
Q 16	写真の撮り方は .....	3
Q 17	写真は何枚必要か.....	3
Q 18	写真はカラーコピーでもよいか .....	3
Q 19	見積書の内容はどの程度まで記載するのか .....	4
Q 20	罹災証明書が手元にない場合は .....	4
Q 21	「耐震性の向上等に資する補修確認書（様式第 4 号）」の記載の方法は.....	4
Q 22	「耐震性の向上等」とは.....	4
Q 23	所有者（親）の代わりに子どもが申請手続きすることは可能か .....	4
Q 24	補助金の交付（支給）方法は.....	4
Q 25	補修前の写真がない場合は、どのようにすればよいですか .....	5
Q 26	申請をしたいのですが、補修工事の施工業者が見つかりません .....	5
Q 27	電話でも相談に乗ってくれるのか.....	5
Q 28	振り込み時期について市から連絡はあるのか.....	5
Q 29	令和元年台風第 15 号および 19 号に関する市の支援を教えて欲しい .....	5
別紙 1	【補助対象工事の例】 .....	6
別紙 1	【補助対象工事の例（イメージ）】 .....	7
別紙 2	【資力に係る申出書（様式第 2 号）《記載例》】 .....	8
別紙 3	【写真の撮り方】 .....	9
別紙 4	【見積書記載例】 .....	10
別紙 5	【消防署一覧】 .....	11
別紙 6	【委任状（参考様式 1）】 .....	12

**Q1 横浜市住宅修繕緊急支援事業補助金とは**

A1 令和元年度台風第 15 号等によって被災された住宅について、屋根補修等の耐震性の向上等に資する補修工事をする方に、横浜市が費用の一部を支援する制度です。

**Q2 補助の対象となる住宅は**

A2 令和元年台風第 15 号により被災した住宅で、市が交付した罹災証明書における被害の程度が半壊又は一部損壊の住宅が対象です。また台風第 19 号で被害が明らかになった住宅も、台風第 15 号の風による一連の被害と考えられるため、対象となります。

**Q3 半壊・一部損壊とは**

A3 住家（※）の被害の程度については、国で被害認定基準を定めています。住家の屋根、壁等の経済的被害の全体に占める割合（＝損害割合）に基づき、市町村が被害の程度を認定します。一般的には、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」及び「一部損壊」の 4 区分で認定を行います。

「半壊」とは、住家が大きく損壊したが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、居住のための基本的機能の一部を喪失した場合を指します。具体的には、地震、水害、風害の場合、原則では、住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が 20%以上 40%未満のものとされています。

「一部損壊」とは、半壊に至らない程度の住家の破損で、補修をする程度のものを指します。具体的には、住家全体に占める損害割合が 20%未満のものとされています。

このうち損害割合が 10%未満のものは「一部損壊（10%未満）」、10%以上 20%未満のものは「一部損壊（準半壊）」と区分されます。

※ 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいいます。

**Q4 補助の対象となる方**

A4 次のいずれにも該当する方が対象です。

- ① 住宅の所有者又は管理権限を有する者（Q5 参照）
- ② 自らの資力のみでは住宅の修繕を行うことができない者

**Q5 管理権限を有する者とは**

A5 管理権限を有する者とは、所有者に代わって補修対象工事の発注を行うことができる者で、次のような場合が該当します。

- ・ 親が被災住宅を所有しているものの、高齢であるなどの理由により、実質的な管理を子供に任せている場合
- ・ 夫が所有者であるが、単身赴任のため被災住宅には居住しておらず、妻が実質的な管理を行っている場合

**Q6 現に居住の用に供されている被災住宅とは**

A6 日常的に生活を営んでいる住宅を本制度の対象としており、居住実態のない空き家や、別に生活の拠点があるうえで所有されている別荘・セカンドハウスは本制度の対象とはなりません。

**Q7 店舗や社屋など住宅以外の建物は対象となりますか**

A7 住宅部分がない店舗や社屋は対象外です。

**Q8 併用住宅は対象となりますか**

A8 店舗等の住宅以外の用途がある場合は、全体の1/2以上が住宅部分である場合が対象となります。この場合、居住の用に供する部分の補助対象工事（Q11 参照）が補助の対象となります。

**Q9 賃貸住宅は対象となりますか**

A9 一般的に、賃貸住宅を経営する貸主は資力があるものと考えられますが、所有者（＝貸主）が自らの資力のみでは被災した賃貸住宅の補修を行うことができない場合については対象となります。

**Q10 分譲マンションが被災した場合の申請者は**

A10 本制度では、屋根や外壁等を補助対象の部位としていることから、これらは共用部であることが想定され、管理組合の代表者等が申請することが考えられます。

一方、管理規約などにより屋根や外壁等が専有部分として扱える場合は、補助対象部分の所有者が申請することとなりますが、1棟に1回の申請であることからトラブルにならないようご注意ください。

なお、一般的に、管理組合では修繕負担金等を積み立てているため、資力があるものと考えられますが、修繕負担金等がない場合は、区分所有者全員の資力に係る申告書が必要です。この場合でも、上限金額は1棟あたり30万円です。

**Q11 補助の対象となる補修工事**

A11 対象となる工事は、次のいずれにも該当する工事です。

- ① 令和元年9月9日以降に着手したもの（工事が既に完了しているものも対象となります）
- ② 損傷した屋根<sup>※1</sup>又は外壁等<sup>※2</sup>について耐震性の向上等に資する補修工事<sup>※3</sup>及びこれに付帯する工事
- ③ 補助対象となる修繕工事に要する費用が10万円以上（税込）であるもの

※1 屋根材（破風板・軒裏を含む）の張替等及び関連工事は対象です

※2 構造耐力上主要な部分（壁、柱、土台、基礎、小屋組等）

※3 「耐震性等の向上に資する修繕確認書（様式第4号様式）」により確認します（建築士または施工業者による証明が必要）

- 具体的な工事については、別紙1【補助対象工事の例】をご確認ください。

**Q12 申請の受付期間は**

A12 令和元年12月20日から令和2年3月10日まで受付を行います。

**Q13 申請はどのようにすればよいですか**

A13 建築局住宅政策課の窓口にて、必要書類をご提出ください。申請に必要な書類は次のとおりです。

<b>① 補助金交付申請書（様式第1号）【申込時】</b>	
<input type="checkbox"/> 資力に係る申出書（様式第2号）	
<input type="checkbox"/> カラー写真（補修工事着手前）	…補助対象部分の被災状況がわかるもの
<input type="checkbox"/> 修繕工事実施計画書（様式第3号）	…施工業者等に作成を依頼してください
<input type="checkbox"/> 耐震性の向上等に資する修繕確認書（様式第4号）	
<input type="checkbox"/> 見積書の写し等（工事の内訳がわかるもの）	
<input type="checkbox"/> 罹災証明書の写し	…お手元がない方は消防署へお問合せください
<b>【代理申請の場合】</b>	
<input type="checkbox"/> 委任状（参考様式1）	
<b>② 実績報告書（様式第11号）【工事完了時】（工事が完了している場合は、①と合わせて提出）</b>	
<input type="checkbox"/> 領収書の写し	
<input type="checkbox"/> カラー写真（補修工事完了後）	…補助対象部分の工事完了状況がわかるもの
<b>③ 補助金交付請求書（様式第13号）【補助金請求時】</b>	

**Q14 様式はどこで手に入れたらよいですか**

A14 市HPに掲載しています。お近くの区役所広報相談係でも配布しております。

**Q15 「資力に係る申出書（様式第2号）」の書き方がわからない**

A15 **別紙2【資力に係る申出書（様式第2号）《記載例》】**を参考に、資力の無い旨の記入をお願いいたします。

**Q16 写真の撮り方は**

A16 写真はカラーで鮮明に映してください。全景及び補助対象部分（屋根補修等）の被災箇所の写真が必要です。（**別紙3【写真の撮り方】参照**）

**Q17 写真は何枚必要か**

A17 全景及び補助対象部分（屋根補修等）の被災箇所について、それぞれ1枚以上ご提出ください。

**Q18 写真はカラーコピーでもよいか**

A18 カラーコピーでも構いません。また、カラープリントにより印刷した写真でも構いません。

**Q19 見積書の内容はどの程度まで記載するのか**

A19 補助対象部分の内容が見積もり項目のなかで判別できる記載としてください。(別紙4【**見積書記載例**】参照)

**Q20 罹災証明書が手元にない場合は**

A20 まずは、住宅がある区の消防署(別紙5【**消防署一覧**】)にご相談ください。

**Q21 「耐震性の向上等に資する補修確認書(様式第4号)」の記載の方法は**

A21 この様式は、施工業者又は建築士に記載していただく必要があります。補助金交付申請書(様式第1号)の「被災した住宅の部位」について、施工業者又は建築士に耐震性の向上等に資する補修工事を実施することを確認してもらった上で、該当箇所にチェック(1カ所以上にチェックが必要)していただくようお願いします。

**Q22 「耐震性の向上等」とは**

A22 本事業の補助対象となる耐震性の向上等に資する補修工事は次のとおりです。

- ① 屋根工事の場合は、従前より軽量の瓦屋材に取り替えることや、従前より強固に屋根材を固定することなどが該当します。
- ② 外壁等の工事の場合は、損傷等が見られる構造耐力上主要な部分(壁、柱、土台、基礎、小屋組等)を安全の観点から耐震性を評価した上で補修することなどが該当します。

(注) なお、本事業は台風第15号等により住宅の被害を受けた方への支援を行うことが目的であるため、今回の支援制度に基づく対象工事を行うのみでは、地震に対する安全性が十分に確保されるものではありませんので、ご注意ください。

**Q23 所有者(親)の代わりに子どもが申請手続きすることは可能か**

A23 所有者(親)が補助対象工事を発注する場合は、委任状を作成することで、子どもが代理で申請手続きを行うことが可能です。申請時に委任状を提出してください。(別紙6【**委任状(参考様式1)**】は市ホームページに掲載しています。)

なお、所有者(親)に代わって子どもが補助対象工事を発注する場合には、子どもが管理権限を有する者として申請手続きを行ってください。(Q5参照)

**Q24 補助金の交付(支給)方法は**

A24 市からの補助金額確定通知書(様式第12号)〈工事完了後に申請をした方は補助金交付決定兼額確定通知書(様式第6号)〉がお手元に届きましたら、同封する補助金交付請求書(様式第13号)に必要事項を記入し、住宅政策課に提出してください(郵送可)。指定の口座に市が直接支払い(振込み)を行います。

**Q25 補修前の写真がない場合は、どのようにすればよいですか**

A25 施工業者に問い合わせて写真がないか確認してください。（通常は、工事施工前の写真を撮影していることが多いです。）

**Q26 申請をしたいのですが、補修工事の施工業者が見つかりません**

A26 次の検索サイトをご覧ください。

- ① 「住宅リフォーム事業者団体登録制度」（国土交通省）  
<http://www.j-reform.com/reform-dantai/kensaku.php>
- ② 「住まい再建事業者検索サイト」（国土交通省）  
<https://sumai-saiken.jp/>
- ③ かながわりフォーム検索 NET  
<http://www.machikyo.or.jp/reform/builder/KS/>

**Q27 電話でも相談に乗ってくれるのか**

A27 随時電話相談を受け付けます。

なお、申請手続きを進めるにあたっては、必要書類の作成方法も含めてご説明しますので、建築局住宅政策課にお越しく下さい。

**Q28 振り込み時期について市から連絡はあるのか**

A28 市から連絡は予定していません。補助金交付請求書（様式第 13 号）の提出から 1 か月を越えても入金を確認できない場合は、住宅政策課（045-671-2922）にお問い合わせください。

**Q29 令和元年台風第 15 号および 19 号に関する市の支援を教えてください**

A29 市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/topics/taifu15-19/>

## 別紙 1 【補助対象工事の例】

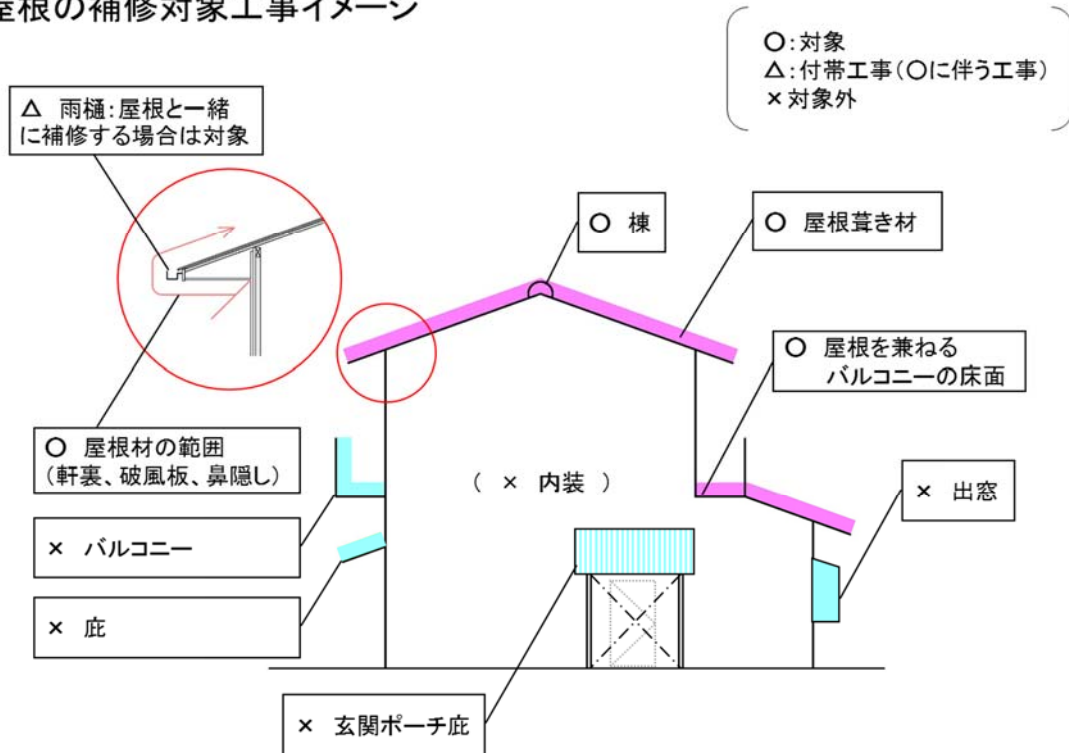
## 横浜市住宅緊急支援事業 補助対象工事の例

【凡例】 ○：対象 △：付帯工事（○に伴う工事） ×：対象外

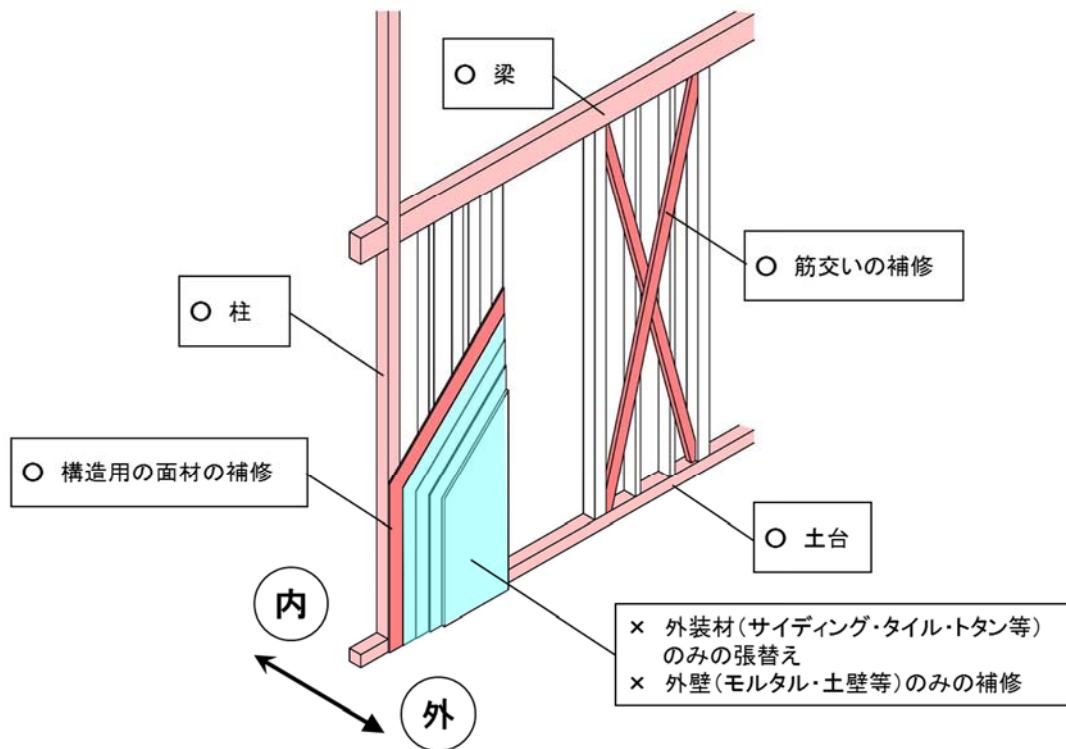
部位		工事の例	
共通	対象	○ 補修工事に伴う撤去 ○ 補修工事に必要な仮設工事	
	対象外	× 台風による被害が原因ではない破損箇所の修理 × 解体・撤去工事のみ × 内装に関する工事 × バルコニーの補修（屋根を兼ねるバルコニーは屋根扱い） × 洗浄・消毒	
屋根	対象	○ 損傷した屋根の補修（一部損傷した屋根補修に関連して全面改修する場合も含む） ○ 屋根葺き材の補修（交換、積み直し、種類の変更も可） ○ カバー工法による補修 ○ 棟の補修 ○ 破風板、鼻隠しの補修 ○ 軒裏の補修 ○ 屋根を兼ねるバルコニーの床面補修  【上記補修に付帯する以下の工事】 △ 雨押さえカバー、雪止め、水切り、コーキング △ 雨樋の補修工事 △ 補修部分の塗装工事 △ 軒裏換気口の交換	
	対象外	× 破損していない古くなった屋根葺き材の取替 × 屋根の補修を伴わない雨樋のみの工事 × 落ちた瓦を元の位置に乗せただけ、簡易な留め方など不適切な施工によるもの × 庇・玄関庇・出窓の補修 × 塗装補修のみの工事 × コーキング補修のみの工事	
外壁等	壁、柱、土台等	対象	○ 筋交い、構造用の面材等の補修 ○ 柱、土台等の構造耐力上主要な部分の補修  △ 上記補修に付帯する工事
		対象外	× 外壁の塗り替え × 柱、土台、筋交い、面材等の構造部材の補修を伴わない外装材（サイディング、タイル、トタン等）のみの張替えや、損傷した外壁（モルタル、土壁等）のみの補修 × ドア、窓、雨戸、シャッター、シャッターボックスの取替え × 割れたガラスの取替え
基礎	基礎	対象	○ 壊れた基礎の補修（基礎崩れ、ひび） （無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む）
		対象外	× 地盤補強

別紙1 【補助対象工事の例（イメージ）】

屋根の補修対象工事イメージ



外壁等の補修対象工事イメージ





別紙2【資力に係る申出書（様式第2号）《記載例》】

様式第2号（第6条関係）

資力に係る申出書

横浜市長 様

私は、令和元年台風第15号等のため、住家に被害を受けております。住宅を修理する資力が次のとおり不足するため、補助対象としていただきますようお願いいたします。

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください

(記入例)

- ・年金収入のみで余裕がないため、住宅を修理する資力がありません。
- ・日常生活費やローン支払いなどで余裕がなく、修理を実施できる資力がありません。
- ・勤務していた会社が被害を受け収入がなくなったため、修理を実施できる資力がありません。
- ・介護が必要な母（父）がおり、介護費用などの出費で余裕がなく、修理を実施できる資力がありません。
- ・内装や家電製品にも被害を受けおり、火災保険の補償だけでは屋根工事まで実施できず、修理を実施できる資力がありません。

※資力が無い理由は様々であると思いますので、何らかの理由をご記入ください。

令和 元年〇〇月〇〇日

申出者 氏 名 横浜 太郎



(自署による場合は押印省略可)

## 別紙3【写真の撮り方】

## (参考) 写真の撮り方

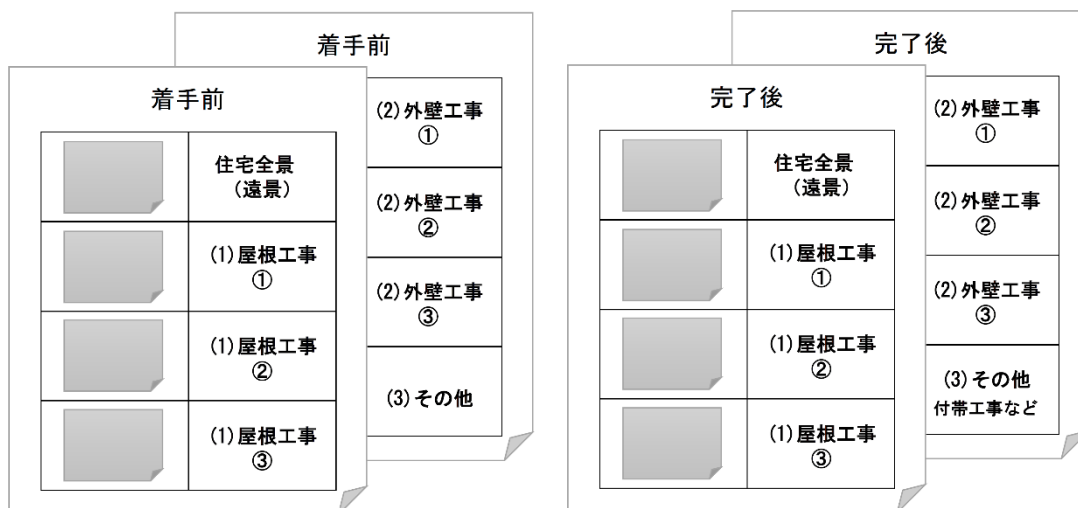
◎写真は被災箇所や工事を適切に完了したことを確認する重要な書類です。

◎次の4つの事項を参考に、写真を撮影・整理してください。

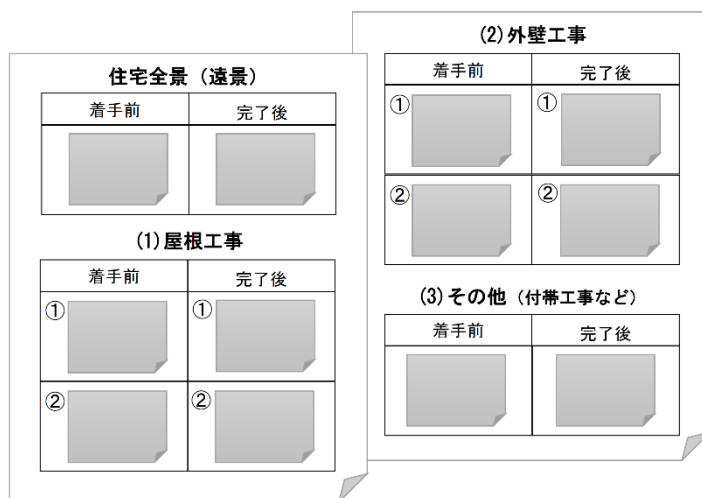
1. 実施計画書「補助対象工事費の内訳」の全ての補修項目について撮影します。
2. それぞれの補修項目について、対象箇所が分かる程度に引き気味で、着手前及び完了後の写真を撮影します。
3. 着手前・完了後は比較ができるように、出来るだけ同じ方向から撮影します。
4. 実施計画書「補助対象工事費の内訳」の項目に沿って、着手前・完了後の順に写真をまとめます。

## ■■■工事写真の例■■■

## A 着手前又は完了後ごとにまとめる場合



## B 項目ごとに写真をまとめる場合 (工事が完了している場合)



別紙4【見積書記載例】

御見積書

工事業者の見積書の例

令和元年9月0日  
 横浜 太郎 様

〇〇工務店  
 神奈川県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
 TEL〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
 担当者〇〇

金額 ¥1,217,700- (消費税含む)

全体工事見積額 (参考)

工事名： 台風被害補修工事

工事場所： 横浜市鶴見区〇〇町△△

工期： 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

No	品名	数量	単位	単価	金額	備考
1	仮設工事					
	外部足場架け払い	●●	m <sup>2</sup>	●●	●●	屋根工事の仮設
	養生シート	1	式	●●	●●	○補助対象工事費 ウ 仮設工事
	小計				149,150	
2	屋根瓦補修工事					
	既存棟部解体費	●●	m <sup>2</sup>	●●	●●	
	処分費	●●	m <sup>2</sup>	●●	●●	
	棟積み直し不足瓦材	●●	m <sup>2</sup>	●●	●●	
	既存破損瓦交換 棧瓦	●●	枚	●●	●●	○補助対象工事費 ア 屋根工事
	小計				790,450	
3	外壁工事					
	外壁モルタル補修	1	式	●●	●●	
	塗装工事	1	式	●●	●●	
	小計				100,000	×補助対象工事以外の工事費 (E)
	計				¥1,039,600	
	諸経費				¥72,772	諸経費 (F)
	端数調整				¥-5,372	割引額 (税率適用前に値引)
	計				¥1,107,000	
	消費税 10%				¥110,700	
	合計				¥1,217,700	

## 別紙5【消防署一覧】

## 各区消防署警防課調査係・調査担当 連絡先一覧

消防署名	所在地	電話番号 (代表)	最寄り駅
鶴見消防署	鶴見区鶴見中央 3-20-1	045-503-0119	京急鶴見駅、JR 鶴見駅
神奈川消防署	神奈川区広台太田町 3-8	045-316-0119	東急反町駅、JR 東神奈川駅、京急仲木戸駅
西消防署	西区戸部本町 50-11	045-313-0119	京急戸部駅、相鉄平沼橋駅
中消防署	中区山吹町 2-2	045-251-0119	JR 関内駅、地下鉄伊勢佐木長者町駅
南消防署	南区浦舟町 2-33	045-253-0119	地下鉄阪東橋駅、京急黄金町駅
港南消防署	港南区港南 4-2-10	045-844-0119	地下鉄港南中央駅
保土ヶ谷消防署	保土ヶ谷区川辺町 2-9	045-334-6696	相鉄星川駅
旭消防署	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	045-951-0119	相鉄鶴ヶ峰駅
磯子消防署	磯子区磯子 2-1-3	045-753-0119	JR 磯子駅、JR 根岸駅
金沢消防署	金沢区泥亀 2-9-1	045-781-0119	京急金沢八景駅、京急金沢文庫駅
港北消防署	港北区大豆戸町 26-1	045-546-0119	東急大倉山駅
緑消防署	緑区中山町 93-1	045-932-0119	JR 中山駅
青葉消防署	青葉区市ヶ尾町 33-1	045-974-0119	東急市が尾駅
都筑消防署	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	045-945-0119	地下鉄センター南駅
戸塚消防署	戸塚区戸塚町 4144	045-881-0119	JR 戸塚駅、地下鉄戸塚駅
栄消防署	栄区桂町 301	045-892-0119	JR 本郷台駅
泉消防署	泉区和泉中央北 5-1-1	045-801-0119	相鉄いずみ中央駅
瀬谷消防署	瀬谷区二ツ橋町 190	045-362-0119	相鉄三ツ境駅

別紙6【委任状（参考様式1）】

(参考様式1)

令和 年 月 日

(提出先) 横浜市長 様

(申請者)

住 所 〒 \_\_\_\_\_

電 話 ( ) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

委任状

私は、横浜市住宅修繕緊急支援事業補助金交付要綱における補助金交付申請（変更含む）、実績報告、請求、補助金の受領の手続きについて、次の者を代理人と定めて、一切の権限を委任します。

(代理人)

住 所 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

電 話 ( ) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印